

高速道路交通警察隊運営規程の制定について

最終改正 平成28年10月25日徳高速第198号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

高速自動車国道及び政令指定自動車専用道路は、通行車両の高速性、広域性等から、重大、多重交通事故発生の危険性が高く、交通事故が発生すれば短時間で長距離にわたり交通渋滞、混雑等を招き、関連する一般道路にまで大きな影響を及ぼすものである。また、その道路構造の閉鎖性等の特殊性から高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務を独自に処理する必要があるため、高速道路交通警察隊の高速道路における交通警察に関する事務等の処理に関して必要な事項を定めたものである。

その内容は、

- 任務
- 勤務制
- 連絡協調
- 応援要請
- 教養訓練
- 交通規制
- 緊急配備
- 被疑者を逮捕した場合の措置
- 刑事事件等の措置

等である。